

第1316号

AFN-1316

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2020年 5/18 (月)

『持続化給付金の申請手順など速報版で概要を発表ー経産省』

経済産業省は、「持続化給付金」に関するお知らせ(速報版)を発表し、給付金の申請方法を説明している。給付対象の主な要件としては、○前年同月比で50%以上減少している事業者 ○2019年以前から事業による事業収入(売上)を得て、今後も事業を継続する意思がある事業者 ○法人の場合、資本金の額又は出資の総額が10億円未満、または常時使用する従業員の数が2000人以下。申請手順としては(1)持続化給付金ホームページへアクセスする(令和2年補正予算成立の翌日に開設予定・スマホでも可)(2)申請ボタンを押して、メールアドレス等入力[仮登録](3)入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して[本登録]へ進む(4)ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成される(法人または個人の基本事項と連絡先・口座情報、入力すると申請金額を自動計算、通帳の写しがアップロード)(5)必要書類を添付:2019年確定申告書の控え・売り上げ減少となった月の売上台帳の写し・身分証明書の写し(個人事業者の場合)→申請→持続化給付金事務局で申請内容を確認(不備があった場合はメールとマイページへの通知で連絡)→通常2週間程度で、給付通知書を発送、登録口座に入金される



『休業増加で高まる副業意欲 求められる企業の対応』

新型コロナウイルス感染症の影響により社員を休業させざるを得ない企業が続出している。一般的にはそのような場合、平均賃金の60%が休業手当として支給されるが、当面の社会保険料は従前のままであるため、手取り額はかなり減少する。住宅ローンなど月々の支払いもあり、家計的にかなり苦しいケースも多いようだ。そのような場合、減少した手取り額を補填するために副業したいと考えることもやむを得ないだろう。

リクルートキャリアの調査では企業の約7割は社員の兼業・副業を禁止している。長時間労働や過重労働を助長する、他社での労働時間の管理が困難、情報漏えいリスクがあるなど、企業側にも相応の理由がある。一方で、就業時間外における社員の行動を会社が広く制限することには無理があるのも事実。また、このような非常事態下では生活を成り立たせるためにやむを得ない側面があることも否定できない。出勤自粛でテレワークが一気に拡大したように、この機会に隠れて副業をされることなく、正式に本人の申請や上長の許可を伴った制度を導入するのも一案ではないだろうか。労使双方強調しあってこの困難な時期を乗り切らなければならない。企業としてあるべき対応策を検討しておく必要がある。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー
葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号
(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com